

令和5年度 障がい者を対象とした 山形県職員選考試験 受験案内

令和5年8月4日

山形県総務部人事課

第1次試験日 令和5年9月24日(日)

申込受付期間 令和5年8月4日(金)～9月1日(金) (9月1日までの消印有効)

＜電子申請の場合は、8月4日(金)午前9時～9月1日(金)午後5時15分までの受信有効＞

不測の事態の場合は、試験日や試験場を変更する可能性があります。その際は、山形県職員採用案内ホームページ等でお知らせします。

1 試験区分・採用予定人員・職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
行政	若干名	知事部局等の各機関に勤務し、行政事務に従事します。

※ 「若干名」については、1～2名を予定しております。

※ 採用予定人員については、現時点での予定であり、今後変更になることがあります。

2 受験資格

次のいずれにも該当する者

ア 昭和59年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者

イ 次に掲げるいずれかの手帳等の交付を受けている者

- ・ 身体障害者手帳又は都道府県知事の定める医師(以下「指定医」という。)若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障がいについては、指定医によるものに限る。)
- ・ 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障がい者であることの判定書
- ・ 精神障害者保健福祉手帳

(注1) 手帳等は受験申込日及び第1次試験日当日において有効であることが必要です。

(注2) 手帳等に有効期限が記載されている場合は、受験申込書に有効期限を記入してください。また、有効期限が第1次試験日(令和5年9月24日)以前の場合は、手帳等の更新申請日を記入してください。なお、手帳等の更新手続には時間を要しますので、御注意ください。

※ ただし、次のいずれかに該当する者は受験できません。

- ・ 日本の国籍を有しない者
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 山形県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験日時、試験場及び合格発表

試験	試験日時	試験場	合格発表
第1次	9月24日(日) 開 場 9:00 着席時刻 9:30	山形県庁 (山形市)	10月2日(月) 15:00 合格者の試験区分及び受験番号を山形県庁屋外掲示板に掲示して発表するほか、受験者全員に書面で合否を通知します。
		山形県 庄内総合支庁 (三川町)	
第2次	10月7日(土)(予定) ※時間については、第1次試験合格者のみに別途通知します。	山形県庁 (山形市)	11月上旬 合格者の試験区分及び受験番号を山形県庁屋外掲示板に掲示して発表するほか、第2次試験受験者全員に書面で合否を通知します。

※ 合格者の試験区分及び受験番号は、「山形県職員採用案内」ページ(アドレスは4ページに記載)でもお知らせします。

4 試験内容

試験	種目	試験時間	内容
第1次	教養試験 (多肢選択式)	10:00～12:00	一般的な知識及び知能についての高校卒業程度の筆記試験 (題数40題、時間120分)
第2次	作文試験	第1次試験合格者のみに別途通知します。	文章による表現力、課題に対する理解力、その他の能力についての記述式による筆記試験(字数制限1,000字、時間60分)
	人物試験		適性検査及び口述による個別面接

- ※ 筆記試験は、活字印刷文(10ポイント程度の大きさ)により出題します。視覚障がい等を有し希望する方には、点字もしくは拡大文字(14ポイント程度、この文字の大きさ)での試験を行います。
- ※ 点字により受験する場合には試験時間が異なります。また、点字タイプライター、点字盤の使用を希望する方には、使用を認めます。その際には、点字タイプライター、点字盤は各自準備してください。
- ※ 作文試験では、上肢機能障がい等を有し、パソコン又はワープロの使用を希望する方には、使用を認める場合があります。その際には、パソコン又はワープロは各自準備してください。
- ※ 聴覚障がい等を有し希望する方には、試験官の発言事項を書面で伝達することや、人物試験(個別面接)において手話通訳又は筆談等の措置をとる場合があります。
- ※ 介助等のため付添人を同伴することができます。特別な事情がある場合を除き1名とし、試験時間中は別室でお待ちいただきます。
- ※ その他受験の際に何らかの配慮を希望される方は、受験申込書に記入してください。ただし、内容によっては、試験の実施上、配慮できない場合もあります。

5 試験種目ごとの配点及び満点

第1次試験合格者は、第1次試験の試験種目についての結果に基づき決定します。最終合格者は、第2次試験の試験種目についての結果に基づき決定します。なお、第1次試験及び第2次試験の各試験種目には合格基準があり、1つでも基準に達しないものがある場合には不合格となります。

試験区分	第1次試験		第2次試験		
	教養試験	合計	作文試験	人物試験	合計
行政	150点	150点	50点	200点	250点

6 最終合格から採用まで

任命権者からの請求に基づく人事委員会の選考を経て、任命権者が採用を決定します。採用時期は原則として令和6年4月1日です。合格しても採用見込数及び欠員等の関係から採用されないことがあります。(山形県では、過去10年間、最終合格者は辞退者を除き全員採用されています。)

なお、受験資格がないこと、受験申込書に虚偽の記載がなされたことが判明した場合は、合格を取り消す場合があります。


7 給与

給与は、職員の給与に関する条例、規則等に基づいて支給されます。また、初任給は、各人の学歴その他の経歴により多少異なる場合がありますが、高校卒の方ではおおむね156,300円となります。

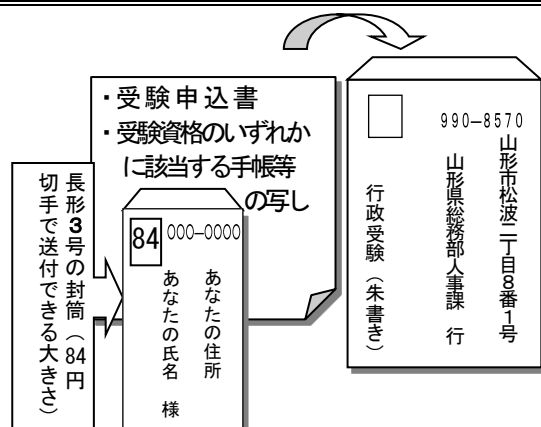
このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当がそれぞれ支給要件に応じて支給されます。

8 受験手続

○電子申請により申し込む場合

申込 受付 期間	令和5年8月4日(金)午前9時～9月1日(金)午後5時15分 ※受付期間内に山形県が受信したものに限り有効です。
申込 方法	<p>山形県及び県内市町村の電子申請のホームページ「やまがたe申請」 (https://www.pref.yamagata.jp/020051/kensei/online_ymg/shinseitodokede/e-tetsuzuki99/index.html) 上で、インターネットによる受験申込ができます。</p> <p>下記ホームページ内に掲載している「山形県職員選考試験インターネット申込手続ガイド」にて手続方法や注意事項等を必ずご確認のうえ、同ガイドに従ってお申し込みください。同ガイドに記載されたとおりに申込手続きを行わなかった場合の事故については責任を負いません。</p> <p>正常に申込みが完了すると、申込みの際に登録したメールアドレスに申込完了通知メールが送信されます。受信が確認できなかった場合は、すみやかに4ページ記載の問合せ先までご連絡ください。</p> <p>「山形県ホームページ」(https://www.pref.yamagata.jp/) ⇒資格・試験・採用⇒山形県職員採用案内⇒やまがたe申請による受験申込はこちら</p>  <p>※受験申込の入力事項等が受験申込の要件を満たしていない場合は、受験申込は受理しません。</p>
受験票 交付	<p>受験申込を受理した場合、9月14日(木)頃に受験票・受験票(控)を発行します。「やまがたe申請」ホームページからダウンロード・印刷(A4)してください。</p> <p>9月20日(水)までに発行されない場合は、4ページ記載の問合せ先までご連絡ください。</p> <p>※受験票の発行を知らせるメールが送信されますので、必ずご確認ください。</p>

○郵送又は持参により申し込む場合

申込 受付 期間	<p>令和5年8月4日(金)～9月1日(金)</p> <p>※郵送の場合は、9月1日(金)までの消印のあるものに限り有効です。</p> <p>※持参の場合は、閉庁日(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日)を除く午前8時30分から午後5時15分までに持参してください。</p>
申込 方法	<p>◆提出するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要事項を記入した受験申込書 ・受験資格のいずれかに該当する手帳等の写し ・受験票送付用封筒 <p>(長形3号封筒に宛先を明記し84円切手を貼ったもの)</p> <p>◆提出先 山形県総務部人事課(詳細は4ページ)</p> <p>◆提出方法(右上図参照)</p> <p>郵送の場合には「行政受験」と封筒の表面に朱書きしてください。また、簡易書留で郵送し、受領証は受験票が届くまで大切に保管してください。前記によらない方法で郵送した場合の事故については責任を負いません。</p> <p>※受験申込書の記載事項、署名、受験資格のいずれかに該当する手帳等の写し等が受験申込の要件を満たしていない場合は、受験申込は受理しません。</p> 
受験票 交付	<p>受験申込を受理した場合、9月14日(木)頃に受験票・受験票(控)を郵送します。</p> <p>9月20日(水)までに到着しない場合は、4ページ記載の問合せ先までご連絡ください。</p>

○受験票・受験票(控)について(共通)

- ① 交付された受験票・受験票(控)の記載内容に誤りがないか確認し、**第1次試験日前6か月以内に撮影した本人の写真(縦4cm×横3cm、上半身・脱帽・正面向き)**を受験票の写真欄に貼り、撮影年月を記入し、**受験票(控)と切り離したうえで、第1次試験当日、受験票及び受験票(控)を試験場に必ず持参してください。**
- ② 受験票は試験場で回収します。受験票(控)の注意事項をよく読んでおいてください。

9 試験結果の提供

この試験の結果については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第69条第2項第1号の規定により、口頭で提供を求めることができます。

受験者本人が下記のものを持参のうえ、午前8時30分(合格発表日のみ合格発表後)から午後5時15分までの間に開示場所に直接おいでください(ただし、閉庁日(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日)は受付していません。)。なお、電話、はがき等による請求はできません。

提供を求めることができる人	提供内容	提供期間	提供場所
第1次試験不合格者	・総合得点、総合順位及び試験種目別得点	令和5年10月2日(月) ～同年11月1日(水)	山形県総務部 人事課 ※詳細は下記 参照
第2次試験受験者	・第2次試験の総合得点及び総合順位 ・第1次試験の総合得点、総合順位及び 試験種目別得点	最終合格発表日 から1か月間	

【持参するもの】受験票(控)及び本人であることを証明する書類(運転免許証、学生証、旅券等)

受験申込先、試験結果提供場所及び問合せ先

受験申込先、試験結果の開示場所及び問合せ先は下記のとおりですので、特に受験申込を郵送で行う場合は、宛先を必ず確認し明記してください。

試験区分	受験申込先、試験結果提供場所及び問合せ先	
行政	山形県総務部人事課	〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号 県庁5階 【電話】(023)630-2449 【FAX】(023)630-2112

◎山形県職員採用案内ホームページ

(<https://www.pref.yamagata.jp/930001/kensei/recruit/saiyoujouhou/kennoshokuin/saiyosikentop/index.html>)
※ 災害の発生等やむを得ない事情により試験日時、試験場などを変更する場合には、上記ホームページでお知らせします。



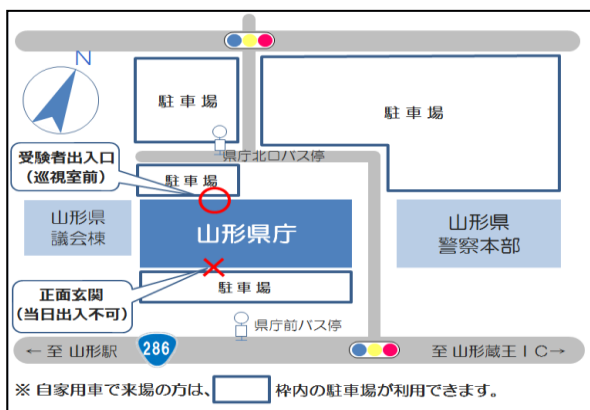
【第1次試験会場略図】

▼山形市試験場

山形県庁(山形市松波二丁目8-1)

※試験室等は当日会場で確認してください。

※構内駐車場が利用できます。



▼三川町試験場

庄内総合支庁(三川町大字横山字袖東19-1)

※試験室等は当日会場で確認してください。

※構内駐車場が利用できます。

